

## 技術提案説明書

令和8年2月27日に公告した令和8年度UD協働のパートナー事業に係る技術提案については、関係法令に定めるもののほか、この技術提案説明書によるものとする。

### 1 技術提案に付する事項

#### (1) 業務名

令和8年度UD協働のパートナー事業（人権男女第230号）

#### (2) 業務の内容

令和8年度UD協働のパートナー事業委託業務仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 委託金額（上限額）

金5,025,563円以内（消費税額及び地方消費税456,869円を含む。）

### 2 技術提案に応募する者に必要な資格

技術提案に応募する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たす団体であることとする。

(1) 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又はこれらに類する営利を目的としない法人であること。

(2) ユニバーサルデザインの推進に取り組む団体であることが、定款等から確認できること。

(3) 県内に事務所を有し、県内を中心に活動していること。

(4) 活動歴が2年以上であること。（任意団体から法人となった場合は、任意団体活動歴を含む。）

(5) 予算、決算を適正に行っており経理的基礎があること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

(7) 特定の公職者や政党を推薦し、支持し、反対することを目的とした団体ではないこと。

(8) 暴力団又はその構成員の統制下にある組織ではないこと。

(9) 県税を滞納していないこと。

### 3 業務委託契約に関する事務を担当する課の名称等

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課

電話番号 086-226-7406

FAX番号 086-234-5924

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

## 5 技術提案応募手続

### (1) 技術提案説明書について

- ア 配布期間 令和8年2月27日(金)から令和8年3月9日(月)までの  
午前9時から午後5時まで  
(ただし、閉庁日を除く。また、2月27日(金)は午後1時~午後5時まで)
- イ 配布場所 上記3の場所に同じ。なお、岡山県県民生活部人権・男女共同参画課のホームページからダウンロードできる。

### (2) 業務の内容等に対する質問について

- ア 受付期限 令和8年3月9日(月)午後5時(必着)
- イ 受付方法 質問・回答書(様式第5号)をFAXにより送付すること。  
不着等の事故を防ぐため、FAX送信後、電話で送付の旨を連絡すること。なお、電話又は口頭による質疑には応じられない。
- ウ 宛先 上記3の場所に同じ
- エ 回答方法 質問者へはFAXにより、回答を行う。また、必要に応じて、岡山県ホームページで随時公開する。ただし、本技術提案に直接関係ない質問に対しては回答を行わない場合がある。なお、この回答は仕様書の内容の追加又は修正とみなし、技術提案書の提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### (3) 応募資格要件の審査に係る申請について

- ア 提出期限 令和8年3月9日(月)午後5時(必着)
- イ 提出書類
  - ・UD協働のパートナー事業応募申請書(様式第1号)
  - ・組織体制等及び活動歴調書(様式第2号)
  - ・誓約書(様式第6号)
  - ・前事業年度の貸借対照表及び収支計算書の写し
  - ・県税の全税目について滞納がないことを証する書類
  - ・応募者がNPO法人のときは、定款
- ウ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。(電子メール不可))により提出すること。
- エ 提出部数 正本1部、副本4部(副本については正本のコピー可)
- オ 提出場所 上記3の場所に同じ。
- カ 資格審査 上記5(3)イに係る書類を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。なお、本通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記5(2)ウのあて先に技術提案参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる(FAX可)。

### (4) 技術提案書類の提出について

- ア 受付期限 令和8年3月19日(木)12時(必着)
- イ 提出書類
  - ・業務実施計画書(様式第3号)

・業務実施予算書（様式第4号）

- ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。（電子メール不可））で提出すること。
- エ 提出部数 正本1部、副本4部（副本については正本のコピー可）
- オ 提出場所 上記3の場所に同じ。

(5) その他

- ア 提出する技術提案は、技術提案に応募する者ごとに1案のみとする。
- イ 県が求めた場合を除き、提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- ウ 提出された書類は返却しないので、必ずコピーを取っておくこと。
- エ 技術提案に係る費用は、すべて技術提案参加者の負担とする。
- オ 提出された書類は、委託事業者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- カ 技術提案参加者に対して、提出書類の内容について説明を求めることがある。
- キ 受託者決定後に広告案を修正することがある。

6 委託候補者の選定方法

(1) 委託候補者の選定

別途設置する審査委員会で審査の上、総得点が最も高い応募者を契約の相手方の候補者として選定する。

なお、審査に当たりプレゼンテーション又はヒアリングを行うことがある。

ヒアリングの日時：令和8年3月24日（火）～令和8年3月26日（木）  
午前10時～午後4時の間いずれかで1団体60分程度  
(応募団体あてに別途連絡する。)

(2) 審査基準

審査に当たっては、次の審査基準により総合的に評価し、選考する。

- ア UD推進について現に県内で活動を行っているか。意欲を有しているか。
- イ 本件事業において実施するワークショップ等について実績を有する等、ノウハウを有しているか。
- ウ 「業務実施計画書」の内容は適正であり、受託事業を確実に実施できる計画となっているか。
- エ 受託事業を効果的に実施するための柔軟性、専門性、独創性があるか。
- オ 「業務実施予算書」の内容は適正であるか。

(3) 審査結果の通知方法

審査結果は、応募者全員に郵送により通知する。なお他の者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じない。また、審査経過について公表しない。

7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に応募する資格のない者が提案したとき。
- (2) 技術提案が、上記5（3）ア及び（4）アの提出期間を越えて提出されたとき。
- (3) 技術提案に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (4) 業務実施予算額が、上記1（4）の条件を満たさないとき。

- (5) 技術提案に応募する者が、上記2に定める技術提案に応募できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、応募者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 8 契約の締結

### (1) 契約の締結

委託候補先の選定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

契約締結の日は、令和8年4月1日とする。

### (2) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

(4) 令和8年2月議会において、当該事業の予算が議決されなかった場合は、契約を締結しない。

## 9 その他

(1) 応募者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、応募を無効とする。

(2) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。